東京都新宿区西新宿6-5-1 株式会社FJネクスト 代表取締役 肥田 幸春 殿

> (仮称) ガーラ・レジデンス洋光台事業計画 近隣住民代表 ●● ●●

直訴状(その10)

前略 貴社、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴殿には、今回で10回目の書簡となります。

さて、貴殿の代理として説明会等に出席していた開発事業部の責任者が、住民との間で約束した『「住民から提示した59の質問に係る説明会」(説明未了50問以上) を再開すること』を、貴殿から当該社員に厳命することを要請します。開発事業者が、 近隣住民との間で約束したことを破ることは、信義則に反する行為であると同時に、 コンプライアンスを遵守する上場企業がなすべきことではありません。

当該約束は、事業体が作成した議事録(令和5年10月24日説明会)に、明確に記載されていますが、念のため、貴殿の代理として約束をした当該責任者を呼出し、事実関係を確認することをお勧めします。議事録の内容は、双方合意の下、IC レコーダーに録音済みであり、動かしがたい事実であることを付言して置きます。

なお、本件計画の総合企画を担っているユーエスアイ・エンジニアリングの担当者から、その約束を反故(なかったこと)にするメールが、令和6年10月9日に、私のメールアドレスにありました(添付1)。私は、近隣住民のメーリングリストに、当該メールを転送し(前後のメールを含む)、近隣住民全員で情報共有したところ、瞬時に、すべての家族から、約束を守らないことに対する様々な意見が寄せられました(添付2)。

同時に、本計画の説明会等に度々ご参加頂いている洋光台三丁目町内会長に、 当該担当者からの約束を破るメールを直接お見せしたところ、「住民との約束が守れ ないような事業者は、洋光台三丁目では受け入れられない。」との所感を述べられました。肥田社長自ら、近隣住民及び町内会長の意見(添付2)を熟読され、貴殿の代理である貴社の責任者が近隣住民との信頼関係を崩壊させた様を真摯に受け止め、信頼回復に貴殿自ら尽力されることを要求します。

また、当該責任者は、今までにも約束を反故にする対応がありました。今回の様に 約束を破る行為が継続するようでは、近隣住民、周辺住民及び町内会は、前にも増 して本計画への協力は出来ないものとなります。

先ずは、<u>肥田社長自らが、本件計画に係る陣頭指揮を執り、「社員に対し、住民に</u> 約束したことは守らせる」ことを要請します。

貴殿らは、質問事項の回答は、あっせんの場での説明に変えたいと提案しますが、 ①あっせんは協議の場であり、②あっせんの場で提供された資料は、すべてがあっせん以前の質問の回答であり、③あっせんは、近隣住民代表のみの出席で、近隣住民全員が参加できないことから、貴社の責任者が約束した近隣住民全員が参加できる町内会館における説明会を再開し、近隣住民の不安を払拭させることが重要です。

総合企画の担当者の提案に基づき、質問に対する説明会を再開せずに、現状を通り過ぎようとするのであれば、貴殿の代理人として説明会に出席していた責任者が、直接に近隣住民宅を個別訪問し、理解を得ることが最低限必要なことになります。

更には、総合企画の担当者の提案では、開発事業の説明会や工事説明会で、説明会での未回答の50問以上の質問に対する説明は十分に行えると力説していますが、前者は宅地開発に関する部分に絞った説明であり、後者は建築確認済み後の工事概要の説明となり、内容及びその時期からして、現状、近隣住民が本件事業計画全体に不安を抱いている質問には即応できないことから、それらは住民の質問事項に対する説明会に、決して代用できないことを指摘します。

なお、本年7月及び10月に、横浜市は貴社の責任者等を呼出し、「責任者が約束した説明会の再開」につき、近隣住民全員が参加できる町内会館で実施するよう強く 指導しましたが、責任者等は理由にならない主張を繰り返し、実現していません。

最後に、「約束を守ること」は、社会生活を営む中で、最も基本的で最も重要なことであることを申し添えます。 以上(添付1及び2は省略)